

議案第 55 号 平成 24 年度一般会計予算に関する附帯決議

平成 24 年度予算審査特別委員会各分科会の審査では、執行者の政策決定や事務事業のあり方、あるいは委員からの政策提言など多くの意見が出された。その審査を踏まえ、予算審査特別委員会として以下の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきよう期すべきである。

1. 予算案の審査を十分に深めるという観点から、予算案と予算に関連する条例等について同時に提案するよう努めること。
2. 市民の納税意識の高揚を図るとともに、税負担の公平性を期すため、課税客体の完全補足と収納率の向上に一層努めること。特に税外収入の滞納防止、大口の固定資産税の滞納防止など、徴収の強化を図られること。
3. 地方自治法第 234 条の 3 に規定されている土地借上げ等の「長期継続契約」として事務処理されていたものが、契約条項に「翌年度以降において歳入歳出予算の該当金額について、減額または削除があった場合は、当該契約は解除する旨」の条件が付されておらず、債務負担行為が必要であることが審査で明らかになった。このようなことがないよう適正な事務処理に一層の心配りをすること。
4. 公の施設の指定管理者制度の導入・運用にあたっては、公の施設の設置目的を効果的に達成し、安定的・効率的な管理運営を図るため、統一的な考え方や手順など基本的な事項を定め実施しているところであるが、管理業務費（委託料）の基準額の算定方法、特に人件費の積算や諸経費比率の基準について、考え方を明確にし、透明性の確保に努めること。
5. 東城まちなみ整備事業における 2 つの委託事業については、事前によく説明をして議会や地域の理解を得て実施すること。また、諸経費として直接費用の 20% を計上しているが、真に必要な経費を精査して予算執行すること。